

川崎市における小規模保育事業所（A・B型）・事業所内保育事業の運営について

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行となり、国においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されるとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が制定されました。

これを受け、本市においても、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（以下「認可基準条例」という。）を制定するとともに、川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（以下「運営基準条例」という。）を制定し、さらに、両条例の取扱いと両条例に定める基準を超えて必要となる事項を定めるため、川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）を制定して、この2条例・1要綱に基づき、小規模保育事業所等の運営を行っていくこととしました。

以下においては、その基準等の主だった内容について、概説します。

1 利用定員について

利用定員は、新制度上、新たに設けられたものであり、認可時に定める認可定員の範囲内で定めることとされているが、その設定にあたっては、運営基準条例第37条に下限人数と利用定員を定める区分が規定されており、その他、同条例第48条及び取扱要綱第3条に、以下のとおり定員の遵守及び弾力化等について規定がされています。

- 小規模保育事業者等は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- ただし、連続する過去5年間常に実際の利用者が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合は、認可定員及び利用定員の見直しを協議するものとする。（利用定員の超過で預かることができるのは最大22名までとする）

2 設備の基準について

設備の基準については、認可基準条例第31条、36条及び47条に以下のとおり規定がされています。

- 乳児又は2歳に満たない幼児を入所させる場合には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は1歳児1人につき、3.3㎡以上とすること。
- 2歳以上児を入所させる場合には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備及び便所を設けること。
- 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上児1人につき、1.98㎡以上とし、屋外遊戯場の面積は、2歳以上児1人につき、3.3㎡以上とすること。
- 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えること。
- 保育室等を2階以上に設ける場合には、建築基準法上の耐火建築物であること、二方向避難等が確保されていること、乳幼児の転落事故防止設備が設けられていること等の要件が具備されていること。

3 職員の配置について

職員の配置については、認可基準条例第32条、35条及び48条に以下のとおり定めがあるほか、取扱要綱第19条及び26条に詳細な規定がなされています。

- 本市の小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業(20人以上)には、**保育士、嘱託医、調理員のほか、施設長を置く**こと。小規模保育事業 B 型には**保育従事者(2分の1以上保育士)、嘱託医、調理員のほか、施設長を置く**こと。
- 施設長は、**給付上の管理者設置加算の要件を満たすものとし、保育士資格を有する者**とする。
- 小規模保育事業所 A 型の保育士数は、**乳児3人につき1人、1・2歳児6人につき1人以上とし、各区分に定める数の合計数に1を加えた数以上**とすること。
- 前記保育士の数の換算方法と配置は、**年齢別の利用定員及び実員を各配置基準で除して、小数点第2位以下を切捨て、各々を足し小数点以下四捨五入したものに1を加えた人数を常勤にて配置する**ものとする。
※小規模保育事業 B 型の保育士数については前記で算定した数の2分の1以上とすること。但し、保育士以外の保育従事者については、子育て支援員研修の地域型コースを修了すること。
※事業所内保育事業(20人以上)の保育士数については前記で算定した数に1を加えた人数を常勤にて配置するものとする。
- 加えて、市の加配のための**年休代替保育士として、各施設1人を常勤にて配置するものとする。**
※事業所内保育事業(20人以上)については上記の市の加配職員に加えて、条例保育士4人につき1人を休憩休息保育士として常勤にて配置するものとする。

<必要保育士・常勤の算出表>

施設類型	必要保育士・保育従事者の配置基準		人数の換算方法
A 型	A 条例保育士 ア 0歳児 イ 1・2歳児	0歳児3人につき1人 1.2歳児6人につき1人	$\frac{0\text{歳児数} \times 1}{3}$ (小数点第2位以下切り捨て) + $\frac{1.2\text{歳児数} \times 1}{6}$ (小数点第2位以下切り捨て) + 1 = 配置基準上の保育士数 (小数点以下四捨五入)
	B 市加配保育士 年休代替保育士	各施設1人	各施設1人
B 型	A 条例保育従事者 ア 0歳児 イ 1・2歳児	0歳児3人につき1人 1.2歳児6人につき1人	$\frac{0\text{歳児数} \times 1}{3}$ (小数点第2位以下切り捨て) + $\frac{1.2\text{歳児数} \times 1}{6}$ (小数点第2位以下切り捨て) + 1 = 配置基準上の保育従事者数 (小数点以下四捨五入) ※うち保育士数は上記保育従事者数の2分の1以上
	B 市加配保育士 年休代替保育士	各施設1人	各施設1人

施設類型	必要保育士・保育従事者の配置基準		人数の換算方法
事業所内 (20人以上)	A 条例保育士	0歳児3人につき1人	$\frac{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)} + 1.2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}}{= \text{配置基準上の保育士数}} \text{ (小数点以下四捨五入)}$
	ア 0歳児	1.2歳児6人につき1人	
	イ 1・2歳児		
	B その他国基準等保育士	各施設2人	以下の要件につき各1人 ・定員20人以上の場合 ・標準時間認定児を受入れる場合
	C 市加配保育士	条例保育士4人につき1人	A÷4 (小数点以下切上げ)
	ア 休憩休息保育士	各施設1人	+1人
	イ 年休代替保育士		

○本市の小規模保育事業所等における嘱託医は、川崎市医師会から推薦を受けた医師とする。

○本市の小規模保育事業所等にあつては、上記のほか、保健師又は看護師及び栄養士を各施設1人以上、常勤にて配置するよう努めるものとする。その場合、保健師又は看護師を1人まで保育士として数え、調理員として、栄養士を数えることができるものとする。

4 障害児保育について

障害児保育については、取扱要綱第9条に規定がなされています。

- 本市の小規模保育事業所等にあつては、障害児の受入れは全施設で実施するものとする。
- その受入れの可否は、各施設の嘱託医による入園前健康診断と川崎市保育所入所児童等健康管理委員会（以下「健康管理委員会」という。）の審査の結果を踏まえ、各福祉事務所長が決定する。
- 障害児の受入れにあたり、通常の職員体制では、受入れ困難な場合には、職員の加配等を行うものとする。

5 開所日・開所時間等について

開所日・開所時間等については、認可基準条例第33条及び36条に以下のとおり定めがあるほか、取扱要綱第20条及び第21条に詳細な規定がなされています。

- 本市の小規模保育事業所等の開所日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除いた日を原則とする。（事業所内保育事業を除く）
- ただし、土曜の保育については、1人でも利用希望がある場合には開所するものとし、1人も利用希望がない場合には開所を要しないものとする。
- 本市の小規模保育事業所等の開所時間は、11時間を原則とし、7時～18時又は7時30分～18時30分のいずれかとする。
- 新制度下においては、事業所ごとに、短時間認定の児童を受入れる「中心となる8時間の保育時間（以下「コアタイム」という。）」を定めなければならないこととなっており、本市では、8時30分～16時30分と9時～17時のいずれかとする。

- 各入所児童の保育時間については、福祉事務所長が認定した保育必要量に基づき、**標準時間認定の場合は11時間の開所時間の範囲内で、短時間認定の場合は8時間のコアタイムの範囲内で各施設長が定めるものとする。**
- なお、ならし保育中の保育時間については、**子どもが施設での生活に慣れるまでの間、本来の保育時間を短縮できるものとするが、保護者の就労環境等も考慮の上、必要以上に実施期間が長くならないよう配慮するものとする。**

6 延長保育について

延長保育については、新制度上、子ども・子育て支援法第59条第2号に定める「時間外保育」として位置づけがなされ、本市では、その取扱いについては、以下のとおりとなります。

- 本市の小規模保育事業所等の延長保育時間は、開所時間の違いにより、以下の2通りとなる。

<パターン1>

開所時間 7:00~18:00	延長保育時間 18:00~20:00
--------------------	-----------------------

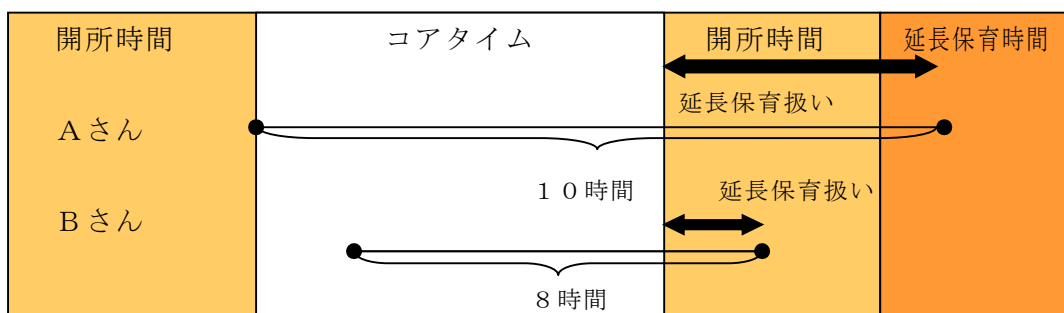
<パターン2>

延長保育時間 7:00~7:30	開所時間 7:30~18:30	延長保育時間 18:30~20:00
---------------------	--------------------	-----------------------

- また、**短時間認定児がコアタイムの時間外で保育を必要とする場合にも、延長保育扱い**となるものである。

<短時間認定児の延長保育イメージ>

7:00 8:30 16:30 18:00 20:00



- 具体的な延長保育の利用の可否及び延長時間の設定にあたっては、保育必要量の認定に関わらず、各利用者の就労や通勤の時間等を加味して、**利用の可否と必要と認められる時間を施設長が判断し、決定するものとする。**

- 延長保育時間の職員配置については、**利用児童の年齢別の人数に応じて、開所時間内と同じ職員配置基準（最低、保育士2人）によるものとする。**ただし小規模保育事業所A型・事業所内保育所（20人以上規模）については、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、**最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいもの**とします。

○延長保育時の補食等については、開所時間後の延長保育においては、提供することとし、開所時間前と短時間認定児の開所時間内の延長保育においては、提供を要さないものとする。なお、その提供に要する費用は実費徴収による（公立保育所においては1,500円）ものとする。

○延長保育料については、市が定める月額料金によるものとし、次のとおりとする。

延長保育時間	延長保育料
30分	1,000円
1時間	2,000円
1時間30分	3,000円
2時間	4,000円

※生保世帯・市民非課税世帯は免除とする。

※以降30分ごとに+1,000円とする。

7 給食提供について

給食提供については、認可基準条例第16条及び17条に調理や事前の献立作成等が定められており、取扱要綱第8条に詳細な規定がなされています。

○食事を提供にあたっては施設内で調理する方法(当該保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の施設等の調理室において調理する方法を含む)により行わなければならない。

○食事の提供にあたっては、その献立は、可能な限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

○調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

○さらに、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

8 児童の健康管理について

児童の健康管理については、認可基準条例第18条に健康診断の定めがあるほか、取扱要綱第6条に詳細な規定がなされています。

○本市の小規模保育事業所等の利用乳幼児の健康診断については、原則として連携施設の健康診断と合同で行うものとする。

○本市の小規模保育事業所等においては、入所時の健康診断は、入園前に行うものとし、定期の健康診断は原則3回行うものとする。

○本市の小規模保育事業所等においては、歯科検診を年1回実施するものとし、原則として連携施設の歯科検診と合同で行うものとする。

○本市の小規模保育事業所等にあつては、感染症等の発生に伴う出席停止状況について、毎月、囑託医に報告をし、必要に応じて、保健所や市にも連絡の上、その指示に従うものとする。また、保護者や職員にも、その状況を連絡し、協力を求めるものとする。

- 本市の小規模保育事業所等にあつては、投薬は原則行わないものとする。ただし、抗けいれん剤やエピペン等で、健康管理委員会において、医学上、必要やむを得ないと認められた場合のみ、投薬を実施できるものとする。
- 乳幼児突然死症候群の予防のため、子どもの睡眠中は、職員が必ず在室するようにし、子どもは仰向けに寝かせ、呼吸状態を定期的にチェックする等、必要な措置を講じるものとする。

9 苦情への対応等について

苦情への対応等については、認可基準条例第22条に定めがあるほか、運営基準条例第30条に以下のとおり詳細な規定がなされています。

- 本市の小規模保育事業所等にあつては、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとし、その体制について、施設内への掲示等により、利用者に周知するものとする。
- また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- さらに、苦情に関して、市が行う報告の提出命令や設備等の検査に協力するとともに、市からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 加えて、市から求めがあつた場合には、その改善内容を報告するものとする。

10 事故の防止と発生時の対応について

事故の防止と発生時の対応については、認可基準条例第24条に定めがあるほか、運営基準条例第32条と取扱要綱第11条に以下のとおり規定がされています。

- 本市の小規模保育事業所等にあつては、事故対応や事故防止のための指針整備、事故報告とその改善策の周知徹底体制整備、事故防止のための委員会開催と職員研修の実施などの事故防止のための措置を講じるものとする。
- 事故が発生した場合には、速やかに家族に連絡を行うとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をし、医療機関へ受診となった場合等、特に市に連絡及び報告を要すると判断されるものについては、市へも連絡及び報告を行うものとする。

11 運営規程と重要事項説明について

運営規程は、新制度において、従来の管理規程に代わるものとして、認可基準条例第19条及び運営基準条例第20条に、その策定が規定されたものです。

また、重要事項説明についても、新制度の下、運営基準条例第5条第1項に基づき、保育の提供の開始に際して、あらかじめ、利用者に行っておくことが規定されたものです。これらの内容、方法等の詳細は以下のとおりです。

- 本市の小規模保育事業所等における運営規程に策定においては、**別紙雛形を参考に、規程を策定**するものとする。
- 重要事項の説明は、**文書を交付して説明を行うものとし、保護者の同意を要する**ものとする。
- 本市の小規模保育事業所等における重要事項説明書の作成においては、運営規程同様、**別紙雛形を参考に、説明書を作成**するものとする。

12 上乗せ徴収・実費徴収の取扱いについて

上乗せ徴収及び実費徴収の取扱いについては、運営基準条例第13条及び附則第2項による読替え等により、以下のとおりとなっています。

- 上乗せ徴収については、**市が定める最低基準及び上乗せ基準を超えて、さらに保育の質の向上を図るため、特に必要と認められる対価であって、公定価格及び市の加算額をもってなお不足額がある場合に、例外的に認められるものとするが、その場合も、小規模保育事業所等にあつては、従来どおり、市の同意を要する**ものとする。
- また、**その費用を保護者の選択によらずに一律に徴収しようとする場合には、各家計に与える影響を考慮して定めなければならない**ものとする。
- 実費徴収については、保育を提供する上で、便宜的に要する費用のうち、**日用品、文房具その他の物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用など、事業所の利用において通常必要とされる費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるものを行うことができる**ものとする。
- 上乗せ徴収・実費徴収を行った場合は、**当該費用に係る領収証を保護者に交付する**ものとする。
- 上乗せ徴収・実費徴収を求める場合は、あらかじめ、**当該費用の額と用途並びに支払を求める理由を書面によって、明らかにするとともに、保護者に説明をし、文書による同意を得る**ものとする。ただし、実費徴収に係る同意については、文書によることは要しないものとする。

13 給付費等の通知について

給付費等の通知については、新制度上、新たに義務化がされたものであり、運営基準条例第14条に以下のとおり規定がされています。

- 給付費等は、本来、利用者への個人給付によるものであるが、**法定代理受領により、給付費等の支給を受けた各事業所の設置者は、利用者に対し給付費等の通知をしなければならない。**

14 会計及び経理処理について

会計及び経理処理については、運営基準条例第50条に保育事業と他事業に係る会計を区分するよう規定があるほか、取扱要綱第16条に以下のとおり詳細な規定がされています。

- 本市の小規模保育事業所等にあつては、条例に規定する区分経理のほか、施設ごとに独立した区分を設け、市の会計年度と合致させた予算書、収支計算書又は損益計算書、その明細書、積立金・積立資産明細書、貸借対照表を作成するものとする。
- また、企業会計の基準による会計処理を行っている場合は、当該区分に係る借入金明細書並びに基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を会計年度ごとに併せて作成するものとする。
- 上記の財務関係書類の提出は、当該区分に係る予算書に関しては、毎会計年度開始後3か月以内に行うものとし、その他の当該区分に係る財務関係書類に関しては、毎会計年度終了後3か月以内に、法人全体の直近の貸借対照表、収支計算書又は損益計算書及び小規模保育事業所等を経営する事業に係る現況報告書の提出と併せて行うものとする。